

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社エンバイオ・ホールディングス			コード	6092
提出日	2023/6/2		異動（予定）日	2023/6/27	
独立役員届出書の提出理由		定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されたため。			
☒		独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	亀山 忠秀	社外取締役										○	○				
2	小竹 由紀	社外取締役	○												○		有
3	高山 和夫	社外取締役	○												○	新任	有
4	星野 隆宏	社外取締役	○												○	新任	有
5	平田 幸一郎	社外取締役	○												○	指定	有
6	行川 一郎	社外取締役	○												○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社の主要株主であり、取引先でもある株式会社シーアールイーの業務執行者であります。現在も取引中であります。なお、取引条件は他社との取引条件を鑑み決定していることから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと考えております。	不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等を行うことができることから社外取締役に選任しております。
2	該当なし	生活関連製品を製造する事業会社のCSRの責任者であったことから、当該事項に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該知見を活かして、CSRに限らずSDGs等の幅広い事項に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待できるため社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
3	該当なし	大手生命保険会社で、人事、労務、事業再編、監査業務等を、また子会社の投資顧問会社で常勤監査役を経験し、大手生命保険会社を退職後はベンチャー企業での常勤監査役の経験もあり、当社の事業規模に合致した内部統制制度の構築や業務監査に対して豊富な経験と知見を有しております。独立した立場からの監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
4	該当なし	弁護士として、企業法務に精通しており2007年に当社の社外監査役に就任以来、法的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと期待したため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
5	該当なし	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し2013年に当社の社外監査役に就任以来、会計的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと判断したため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。
6	該当なし	一般企業において長年にわたり経理・財務・監査関係の豊富な経験と幅広い見識を有しており、2012年に当社の社外監査役に就任以来、貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと判断したため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に照らしても、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。